



# スーパー自動車保険 改定のご案内

平素はチューリッヒ保険会社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

2025年1月1日以降を保険始期日(※)とする「スーパー自動車保険」のご契約について、一部商品内容を改定いたします。つきましては、以下のとおり改定の概要をご案内しますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

(※)2024年12月31日以前始期日のご契約には適用されません。

## 1 保険料率の改定

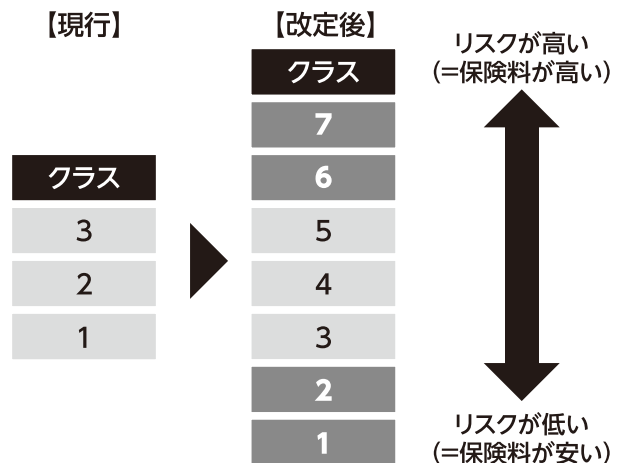
今般の改定や、直近の保険金の支払い状況などをふまえ、一部保険料率を改定いたします。

## 2 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス数の拡大

2025年1月1日以降に保険始期を有する契約を対象に自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス数を現行の3クラスから7クラスに拡大します。

自家用軽四輪乗用車の普及に伴うユーザー層の多様化や、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)をはじめとする自動車ごとの安全性能の多様化などによって、型式別のリスク実態に差が見られるようになりました。このため、以下のとおり、クラス数を拡大してリスクに見合ったクラスに型式を位置付けることで、契約者間の保険料負担の一層の公平化を図ります。

自家用軽四輪乗用車における「型式別料率クラス」について、現行のクラス1よりもリスクの低い(保険料の安い)クラスを2つ、現行のクラス3よりもリスクの高い(保険料の高い)クラスを2つ、それぞれ追加して7クラスとします。



### 3 車両保険「付属品」の定義変更

被保険自動車を充電するための使用中に限り『車載充電ケーブル』を「付属品」としてみなして補償ができるように車両条項を改定いたします。

電気自動車やプラグインハイブリッド車の『車載充電ケーブル』は現行の車両保険では補償対象外ですが、充電中に被保険自動車が事故にあうことも想定されることから被保険自動車を充電するために使用中に限り『車載充電ケーブル』を補償できるように車両条項を改定いたします。

※地面に備え付けて設置させる充電スタンドなどは対象外となります。

商品や補償内容につきまして、詳しくは「スーパー自動車保険約款」、「重要事項のご説明」、「契約前のご案内」、「契約後のご案内」にてご確認ください。

※右の二次元コードまたは以下の URL からインターネットでご覧いただけます。

[www.zurich.co.jp/zda/y](http://www.zurich.co.jp/zda/y)



本改定についてのご質問・お問合わせ

**0120-860-916**

受付時間：午前9時～午後5時(年末年始を除く)  
※受付時間は状況により変更となる可能性があります。

チューリッヒ保険会社 ダイレクト事業本部カスタマーケアセンター

〒164-0003 東京都中野区東中野 3-14-20